

令和5年国民健康・栄養調査の企画について（案）

1. 調査目的

国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために毎年実施している。調査結果は、健康日本21をはじめとする健康・栄養政策の策定や評価等に用いる。

なお、国民健康・栄養調査は、公的統計として統計法に基づき総務大臣の承認が必要な一般統計調査である。

2. 標本設計の考え方

国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯員（約15,000人）を対象とする。

調査精度として、主要な指標について誤差率がおよそ3%以内としており、過去の本調査と同規模の標本抽出を行う。

（参考）健康日本21（第二次）の主要な指標の誤差率は以下のとおり。

- ・肥満者の割合 3%
- ・野菜摂取量の平均値 1%
- ・食塩摂取量の平均値 1%
- ・歩数の平均値 1%
- ・喫煙者の割合 3%

3. 調査項目

健康日本21（第二次）の運動期間は令和5年度までであるため、健康日本21（第二次）の指標となっている項目について、最終年度の状況を把握する。

また、健康日本21（第三次）の各目標項目のベースライン値は、令和6年調査により把握予定であるが、調査項目制限の観点から一部の項目については令和5年調査の結果をベースライン値として把握する。

なお、健康日本21（第三次）の調査項目の周期（重点テーマ）は、別途、検討会を設置して検討する予定である。

4. 調査期間

令和4年調査は、保健所の事務負担軽減策の一環として、新型コロナウイルス感染症の対応状況を考慮し、地域の実情に応じて柔軟に調査を実施できるよう、調査時期を令和4年11月から12月（例年より約1か月延長）とした。

令和5年調査については、自治体アンケートの結果も踏まえ、例年同様、11月の1か月を調査期間とする。